申告書は、国税庁ホームページで作成できます!

作成コーナー

給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除用の記

この記載例は、給与所得について年末調整を受けた方が、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受ける場合の申告書の書き方の例です。他に申告する所得のある方や(特定増改築等)住宅借入金等特別控除以外の各種控除額が年末調整を受 けたものと異なる方は、『確定申告の手引き 確定申告書A用』又は『確定申告の手引き 確定申告書B用』を参照してください。また、住宅借入金等特別控除に関する詳しいことは、『住宅借入金等特別控除を受けられる方へ』を参照してください。な 、お、家屋にバリアフリー改修工事、省エネ改修工事又は同居改修工事を含む増改築等をした場合には、『特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けられる方へ』も参照してください。

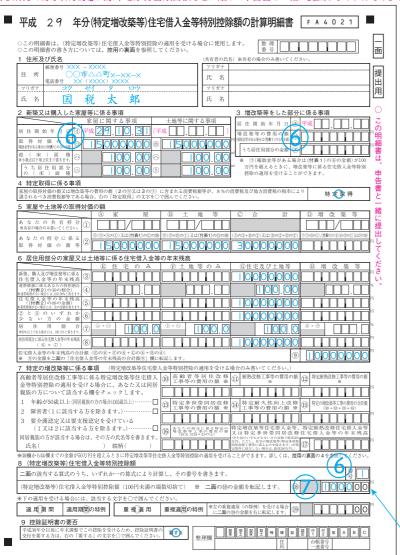
※ この記載例では、『平成29年分 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書』を『計算明細書』と表記しています。

【設例】

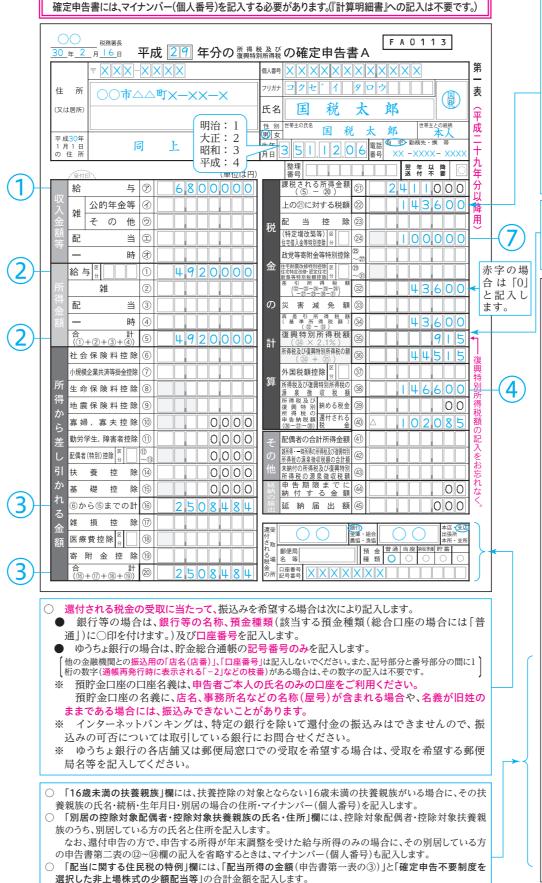
○ 青色の番号を付した金額などを申告書の同じ番号を付した欄に転記します。 亚成 29 年分 給与所得の酒泉微収票

	1 13%	21 エガ	마니17	11407111	/\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	714	
		(受給者番号)					
支 払 所							
2 7 L X	○○市△△	町×-××	′-×	(役職名)	冶	業課長	
を受けば居所	001	4// ///	` /\	氏: (フリガナ		そがひ タロウ	
Pf				名	国を		
稚	別复表	5 金 新 D	給4所得控除後		に除の額の合語		7 85 96
	М	主 和	#1 +121 141EBER	(4)亚田 77(4)	千日の	[185] M. A. 185. A	X 176 189
給料·賞	与 68	00 000	4 920	000 2	508 4		
控除対象配偶	者 配偶者特	別控除	対象扶養(配偶者を)	親族の数	16歳未満	障害者の数 (本人を除く。)	非居住である
の有無等	老人 控 除 の	額 特定	一老 人	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	扶養親族 の数	特別その	
有 従有	Ŧ	円 人 従人			长人人	内人	人
0		1			1		
	科等の金額	生命保険料の控	除額	地震保険料の打		住宅借入金等特別	控除の額
1,053	484	40	000	25	000	千	
(摘要)							_
	\sim		$\sim\sim$				$/\!$
(フリガナ)	コクゼイ ハル			P		P	
控除対象 氏名 配偶者	国税 春	子分	配偶者の 合計所得		年金保険 6の金額	旧長期損害 保険料の金額	
(フリガナ)	コクゼイ イチ		(フリガ・		ウメコ	[K 分	
1 氏名	国税 一	邓	1 氏名	国税	梅子	77	0
\bigvee							// //
支							
z/. 住所(居	[™] () () ())O V-	×-×				
者又は所名		JO X-	^-^				
氏名又次	無 /○○産:	業株式会社		-	(1875) XX-	-xxxx-xxx	·

◎ 「給与所得の源泉徴収票 は、原本を添付書類台紙などに貼って申告書と一緒に提出しなければなりません。



- ◎ 住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合や、「住宅取得等資金の贈与税の非課税」又は「住宅取得資金の贈与を受けた場 合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けた場合には、『(付表1)補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書』を併せて使用します。 また、連帯債務に係る住宅借入金等がある場合には、『(付表2)連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書』
- を併せて使用します。 ・ 重複適用を受けられる方は、『住宅借入金等特別控除を受けられる方へ』を、震災特例法の重複適用の特例を受けられる方は、 『東日本大震災により自己の所有する家屋が被害を受け居住の用に供することができなくなった場合に住宅借入金等特別控除等を 受けられる方へ』をご覧ください。



○ 「非居住者の特例」欄には、平成29年中の非居住者(国内に住所を有しない方等をいいます。)であっ

た期間内に生じた国内源泉所得の金額のうち所得税及び復興特別所得税で源泉分離課税の対象となっ

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額は、『計算明細書』の二面の該当する算式のうちいずれか

た金額を記入します。

-の算式により計算します。

平成29年分 所得税の税額表 [求める税額=A×B-C] B 所得税の税率 (A)課税される所得金額 ©控除額 1,000円から 1,949,000円まで 0.05 0円 0.1 (10%) 97,500円 1,950,000円から 3,299,000円まで 427,500円 3,300,000円から 6,949,000円まで 0.2 (20%) 636,000円 6,950,000円から 8,999,000円まで 0.23 (23%) 9,000,000円から 17,999,000円まで 0.33 (33%) 1,536,000円 18,000,000円から 39,999,000円まで 0.4 (40%) 2,796,000円 40.000.000円以上 0.45 (45%) 4,796,000円 「課税される所得金額」が 2,411,000 円の場合の税額

2,411,000 円 ×0.1-97,500 円=143,600 円

○ ③欄には、「④の金額(基準所得税額)×2.1%」の金額を記入します。 ③の金額が43,600円の場合の復興特別所得税額 43.600 円×0.021=915 円 (1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。)

 整理
 FAOO67
 平成 29 年分の ^{編 税 及 び}の確定申告書 A 所得から差し引かれる金額に関する事項 社会保障の種類 支払保険料 掛金の種類 支払掛金 ○○市△△町×-××-× 国 승 計 승 計 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額) 介護医療 保険料の計 所得の種類 種目・所得の生ずる場所又は 収入金額 所得税及び復興特別 給与などの支払者の氏名・名称 収入金額 所得税の源泉漁収税 旧長期損害 保険料の計 地 震 保険料の計 □ 寡婦(寡夫)控除 ■ 勤労学生控除 学校名 **5**) $(\mathbf{4})$ / □死 別 □ 生死不明 │ □離婚□未帰還 腔 氏 名 生 年 月 日 □配偶者控除 配偶者の氏名 所得税及び復興特別
(38) 所得税の源泉徴収税額の □配偶者特別控除 ○ 雑所得(公的年金等以外)・配当所得・一時所得に関する事項 所得の種類 種目・所得の生ずる場所 収入金額 必要経費等 控除対象扶養親族の氏名 続 柄 国外居) ○ 住民税に関する事項 個人番号 扶養親族の氏名 続柄 生 年 月 日 別 居 の 場 合 の 住 所 国税梅子 子 平 16·10: 個人番号 10 扶養控除額の合計 損害の原因 損害年月日 損害を受けた資産の種類など 損 害 金 額 保険金などで補塡される金額 差引損失額のうち 災害関連支出の金額 給与・公的年金等に係る所得以外(平成30年4月1日において 65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法の選択 | 給与から差引き 自分で納り 配当に関する住民税の特例 保険金など 支払医療費等 非居住者の特例 補塡される金額 配当割額控除額 客 附 金 都道府県、市区町村分 税額控除 住所地の共同募金会、日 赤 支 部 分 条 例 都道府県 指定分 市区町村 所在地·名科 別居の控除対象配偶者・控除対象 扶養親族の氏名・住所 ○ 特例適用条文等 平成 29年10月31日居住開始(特定

居住開始年月日の頭部に、『計算明細書』の二面で「2」を選択した方は「特」を、「3」又は [4]を選択した方は「劔」を、「5」を選択した方は「働」を、「6」を選択した方は「働」を、「7」を選 択した方は「③」を、「8」を選択した方は「震」を付けて記入します。

します。